

令和6年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和6年6月5日(水) 午前9時30分～午前10時10分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	相澤康男	副委員長	○	西本由利子
委員	○	村尾光子	委員	○	秋山幸男
委員	○	石川浩	委員	○	鈴木一司
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	荻原剛	教育次長	高山正勝
社会福祉課長	川嶋恵美子	子育て応援課長	浅香浩幸
こども家庭センター長	大山良雄	高齢福祉課長	大口貴史
健康増進課長	間板崇	教育総務課長	米井正和
学校教育課長	石島直	生涯学習文化課長	野口修一
文化財課長	伊藤隆行	スポーツ振興課長	根本宣明

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	五月女治	議事課長	大門啓美

○議員傍聴者 石川信夫議員、加藤好雄議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会
2. あいさつ 相澤康男委員長
3. 概要録署名委員 村尾光子委員
4. 事 件

- (1) 付託事件審査について
補足説明 なし

議案第52号 令和6年度下野市一般会計補正予算(第1号)【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]なし

[歳出]

3款1項1目 社会福祉総務費

- 鈴木委員：10ページの、新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業について、新たなという意味について説明願う。
- 社会福祉課長：一体的実施事業として開始し、令和6年度に新たに対象となる方に対する給付金事業である。すでに住民税均等割り課税世帯については、令和5年度に7万円の給付が行われている。また、住民税均等割りのみ課税世帯には、5年度の均等割りのみ課税給付として10万円の給付が行われている。これらの対象者とは別に、新たに低所得者世帯として令和6年度の住民税非課税者のみで構成される世帯と、均等割のみが課税の世帯を対象として給付するものである。
- 鈴木委員：対象となる世帯数を伺う。
- 社会福祉課長：対象世帯は700世帯を見込んでいる。内訳は令和6年度の非課税世帯が270世帯、海外からの転入者が100世帯を見込んでおり、これらが370世帯である。新たに均等割りのみ課税世帯が330世帯であり、こちらは税務課の税情報を基に算出している。
- 村尾委員：新たな住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金支給と定額減税を補足する臨時給付金支給事業は、税務課と密接に関係すると思うが、給付は社会福祉課が担当するというので、その連携はどのようにするのか。
- 社会福祉課長：税務課と社会福祉課で役割分担を行い、税務課の税情報を基に給付金を支給し、調整給付については主に税務課が担当として進めている。
- 村尾委員：税そのものについては税務課、給付については社会福祉課が担当することは理解した。連携はシステム上でつながっているのか、連絡会議を行っているのか。
- 社会福祉課長：税情報を基に税務課と連携しながら進めている。給付については社会福祉課において補正で対応する。システム改修費で新たな給付金対象者のシステムを開発する。税務課とは常に連絡をとりながら一体的に進めている。
- 石川委員：電算システム改修費が55万円、電算処理と封入封緘で137万円だが、

この金額は一般的に少ないか多いか。政府が全自治体に指示を出しているため、全自治体が同じ仕組みを考え実施している。自分の理解では、同じ仕組みであるから、一自治体あたりの負担金額は少ない、同じ金額であると理解しているが、その確認をしたい。

- 社会福祉課長：システムについては、各自治体で同様のシステムを作成し、TKCを利用しており、ほぼ変わりはないと認識している。
- 鈴木委員：臨時特別給付金支給事業は、外国人も対象になるのか伺う。
- 社会福祉課長：外国人についても、住民登録をすれば対象となる。
- 鈴木委員：700世帯の中に何人いるのか伺う。
- 社会福祉課長：海外からの転入者で100世帯を見込んでいる。
- 石川委員：100世帯の中の外国籍と日本人の比率はいくらか。
- 社会福祉課長：あくまで海外からの移住者であり、外国人かどうかの内訳は把握していない。海外からの移住者で外国人が含まれていると捉えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

- 村尾委員：特別給付金について、仕組みが理解し辛い。広報・ホームページにも掲載されており、住民税減税についてのリーフレットは作成されているが、特別給付金の仕組みについて議員全員協議会で示していただいた説明を市民にも伝えていただきたい。
- 社会福祉課長：税情報として掲載しているものは、あくまで減税であり、調整給付や給付金については、議会を通し予算が成立した後でなければ公表できない。よって、予算成立後、速やかに広報等に掲載を予定している。

5. その他

【教育委員会】

下野市内におけるクビアカツヤカミキリの被害状況について 【文化財課】

- 文化財課長より資料に基づき説明
- 《質疑・意見》
- 西本委員：教育福祉常任委員会としては、文化財課から説明があった箇所だけでいいのか。学校や保育園はないということか。
 - 教育次長：昨日時点で、全ての公民館・学校施設・スポーツ施設等を確認し、プラス等の確認はなかった。文化財課のみの報告となる。他の施設での発生は

確認されていない。

- 健康福祉部長：保育園等その他施設において、確認はされていない。
- 西本委員：発生した場合、子供たちへの健康被害はないか。
- 教育次長：成虫として発生していない段階であり、見つかった箇所はネットを巻き、外に出られないようにしているため、子供たちが成虫に触れることはないと思われる。成虫についても毒はない。臭いを発する可能性はあるが、直接的な被害はないと考える。学校等で発見した場合は、掴んだり触れたりすることがないように周知していく。
- 石川委員：前常任委員会にて、市民に呼びかけ、発見した場合は、市へ連絡するという仕組みを整えるべきと説明したが、今月の広報紙に該当記事が掲載されていない。終息しているのであれば必要はないが、今後も拡散する可能性があるのであれば、毎月広報紙等に記事を掲載するべきと考えるがいかがか。
- 秋山委員：被害が確認された場合、業者に委託するということだが、所管課ではなく、市で統一した担当で最終的に対応し、業者を選定することで、委託料が安価になり、また共通認識が持てるようになる。現況確認は各課で行い、庁内で検討する方が対応が早くなると考える。各課対応ではなく全庁的に取り組む中で一本で行う形を研究いただきたい。
- 健康福祉部長：全体的な場で議題として提案を検討する。

- 西本委員：今年4月から熱中症特別警戒アラートが設置された。昨年も山梨で部活動帰りの生徒が熱中症で亡くなるということがあった。熱中症特別警戒アラートの設置によって、学校ではアラートが発生した場合、部活動の中止や下校の中止等、何か計画されているか。
- 学校教育課長：熱中症対策については、各学校で作成している危機管理マニュアルに示している。アラート発生時は部活動を中止、状況に応じ待機し、時間をみての下校が基本的な流れになっているが、熱中症特別警戒アラートの設置に伴い、再度見直しを図りながら確認していく。
- 西本委員：警戒アラートが発生したことを職員がわかるようなシステムを用意していただきたいことと、部活動・授業においても一定のマニュアルを作成いただきたい。
クーリングシェルターの設置について、下野市もクーリングシェルターの避難施設として、ホームページに17施設が掲載されているが、ほとんどが教育委員会の施設と思われる。警戒アラートが発生した際の施設の対応はどのように計画されているのか。
- 生涯学習文化課長：全館冷房をかけ十分に冷やし受け入れ態勢を整えていく。
- 西本委員：例えば、光化学スモッグ発令中というような掲示物やクールスポットというのぼりが出ていたと思うが、そのような対応までは検討されていない。

いか。

- 生涯学習文化課長：現在のところ、そこまでの準備をしていないため、環境課等と連携しながら対応していきたい。
- 西本委員：光化学スモッグのような扱いにするのか、クールスポットののぼりを出すのか。高齢者の方が危険な暑さであることを自覚していただくためにも何らかのサインを出すことが必要と考える。
昨年もお願いしたが、そういった施設にも関わらず自動販売機がない。水分補給が可能な施設を考えていただきたい。
- 生涯学習文化課長：自動販売機業者の入札を行い、南河内公民館は再度設置したが、他の施設は近隣にコンビニ等があり、業者側も設置が難しく、足踏みをしている状況である。引き続き、周知を図っていく。
- 西本委員：近隣にコンビニがあるとしても、高齢者にお店に行くように助言するのは忍びないと思うので、引き続き、業者を選定したり開拓をお願いする。

閉 会